

第 1 回 大学等の「知」の価値の可視化に係る課題検討 WG

議事要旨

【開催概要】

日時：令和 4 年 9 月 13 日 17:00-19:00

場所：オンライン開催（Teams）

出席者：渡部座長、青木委員、植草委員、江戸川委員、河原委員、藤村委員、松本委員、山口委員

ゲストスピーカー：佐宗副総長（名古屋大学）

オブザーバー：内閣府、文部科学省、特許庁、名古屋大学

【議題】

1. 議論の前提の整理
2. 大学等の「知」の価値付け / 大学のマネジメント等への支出
3. 生み出された「原資」の活用

【議事概要】

上記議題について広く意見交換を行い、以下のような議論が行われた。

1. 議論の前提の整理

- 産学連携のポイントは、『大学が生み出す「知」を価値に基づいて取引する』ということであり、決して共同研究に閉じるものではない。あくまで需給や対価を踏まえて「知」の価値に基づいて取引するというポイントを忘れないように議論の進行、及び取りまとめを行う。
- 現在の産学連携収入は直接経費も間接経費も利益を上乗せする形になっていない。産学協創の現場では一見して「知」の価値を反映したものであっても、実際にはコストの積み上げで価値を算出しているものが多い。
- 競争的資金に係る間接経費には予算上の制約があるが、共同研究等の収入に係る間接経費にはそのような制約は存在しない。両者を峻別して考える必要がある。
- 大学が経営体を目指すのであれば、市場競争・自由競争において「知」の価値付けを行うことが必要になってくるのではないかと。例えば間接経費の比率が上がると、企業からすると大学との産学連携の費用が値上がりしたことになり、企業の予算が一定であるとすれば産学連携の件数が減ることになる。このように単に値上げだけをする、産学連携は活性化しないのではないかとという危惧がある。
- 政府の方針としては大型の産学連携の促進を目指しているが、ガイドライン全体としては色々な状況に適應できる規定が盛り込まれており、個対個の産学連携も一定の件数があることを踏まえ、今回の WG では、組織対組織の大型産学連携のみを対象とするのではなく、小規模の共同研究もスコープに入れて考える。ただし、両者は性質が異なるので、一定は切り分けて考えることとする。

2. 大学等の「知」の価値付け / 大学のマネジメント等への支出

- 現在のガイドラインでは、共同研究に直接関与している研究者の人工相当は透明性が高いにも関わらず報酬に含まれていないことから、タイムチャージを戦略的に実施した方がよいのではないかと方向性が強調された。しかし、タイムチャージはあくまでも報酬設定の一つの考え方に過ぎない。
- タイムチャージレートの設定方法まではガイドラインで踏み込んでいないので、実務としては、教授クラスでも1万円以下/時に設定されていることが多い点は課題と考えている。
- 実務的にはコスト積み上げに加えてタイムチャージが浸透してきたが、ガイドラインで示している「総額方式」が広がることも重要である。但し、総額方式も大学での実務にはまだ落とし込まれていない点が課題と考えている。
- 大学が経営体となり、かつ産学連携を活性化するためには、知財の事業貢献度評価のような、成果への対価支払いを普及させる方がよいのではないかと。
- 知財は事業化し、キャッシュを生むようになってから初めて評価できるのではないかと。それゆえ、大学の「知」という無形資産そのものの価値を測定するのではなく、時間を経て変わっていく知財の価値に応じた対価を受け取れるように、株式やストックオプションで代替するのがよいのではないかと。
- 現在、従来からある経費に対して、報酬的な側面のある「知」の価値も盛り込まれ始めており、最終的に企業とどのように合意形成していくのかを大学としては課題に思っている。
- また、産学連携を促進する際、学内の研究者の理解をどのように取るのかもポイントになってくると考えている。研究に携わる研究者のメリットと、大学経営の原資獲得とのバランスをどう取っていくのが重要である。
- 企業の産学連携担当者や研究者は、研究内容に関心は持つが、ガイドラインで示されているような形式面に興味を持ってフォローしているものはほとんどいない。そのため、大学の研究者と契約内容や研究費を詰めた後に、事務担当者から追加で戦略的産学連携費を要求された場合、再度、会議体に諮るなどタスクを要し、また追加費用を工面することが難しいこともある。このことを回避するために、個々の研究者が所属する大学の戦略的産学連携費の制度を理解し、企業担当者に説明・交渉できるようになる必要があるのではないかと。
- ガイドラインにおける「知」の価値づけの背景には、共同研究において、その多寡に関わらず、企業側から「間接経費」比率の根拠が不透明であると指摘があったことがある。

3. 生み出された「原資」の活用

- 今年度から改訂になったが、国立大学法人はもともと「損益均衡」が基盤的な考え方となっており、目的積立金という制度はあるが、あくまで大学の経営努力が認められたときしか使えない。発生主義等、一部は企業会計基準を参考にしたものも盛り込まれているが、実態としては企業会計になっているとはいえない。

以上

お問い合わせ先

経済産業省産業技術環境局

技術振興・大学連携推進課／大学連携推進室

電話番号

03-3501-0075（大学連携推進室）